

退職共済年金の繰上げ請求について

1 支給開始年齢が段階的に上げられます

退職共済年金はこれまでは60歳から特別支給の年金が支給されていましたが、昭和28年4月2日以降に生まれた方は、生年月日に応じて、その支給開始年齢が段階的に61歳から65歳までに引き上げられることになっています。

2 支給開始年齢前に退職共済年金を受給することができます

(1) 繰上げ支給の退職共済年金制度

これからは、60歳で定年退職されましても、原則、支給開始年齢に達するまでの間は、特別支給の退職共済年金を受給することができません。

ただし、60歳に達した以降、この年金の受給権を有する方(※1)が支給開始年齢に達する前に繰上げの請求をした場合は、「繰上げ支給の退職共済年金」を受けることができます。

この年金は、請求があった日(※2)に受給権が発生し、その請求があった日の属する月の翌月分から支給を受けることができます。

※1 1年以上の組合員期間を有すること
・組合員期間等が25年以上であること
・60歳以上で支給開始年齢未満であること

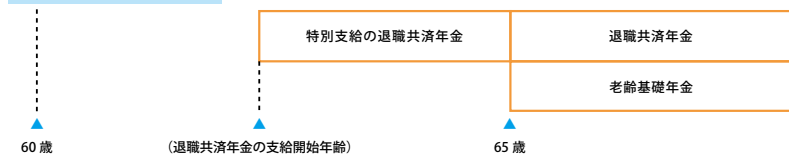
※2 共済組合で繰上げ請求書を受付けた日となりますので、請求に当たっては道府県の支部の年金担当とよくご相談ください。

支給開始年齢の段階的引上げと退職共済年金の繰上げ支給の関係(イメージ)

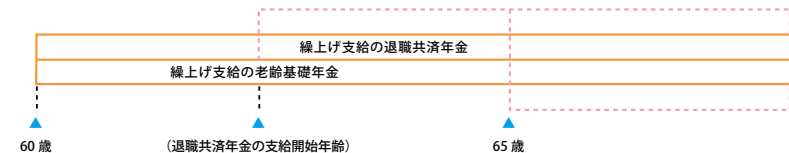
生年月日	支給開始年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳
昭和28年4月2日～ 昭和30年4月1日 : 昭和36年4月2日～	61歳 : 65歳						

■ = 繰上げ請求ができる範囲

繰上げ支給を請求しない場合



60歳から繰上げ支給を請求する場合



(2) 繰上げ支給の退職共済年金の年金額

繰上げ支給の退職共済年金の年金額は、繰上げ請求をした月からその者の生年月日に応じた支給開始年齢に達する月の前月までの月数について、1ヶ月あたり0.5% (1年あたり6%) 減額されます。

3 繰上げ支給の退職共済年金の請求にあたっての留意点

繰上げ支給の退職共済年金は、次のような制約等がありますので、繰上げ請求に当たってはその制約等を理解しておく必要があります。

- 繰上げ請求後はその決定を取消することはできず、終生減額された年金額となること。
- 繰上げ請求後は、障害の状態に該当するようになっても、障害基礎年金を請求することはできないこと。
- 繰上げ請求する場合は、受給資格を有する他の年金(老齢基礎年金、老齢厚生年金等)の繰上げ請求を同時に行わなければならないこと。

※ 老齢基礎年金は65歳支給となっていますので、60歳から繰上げを受けますと、30%減額となりますので、ご注意ください。

- 繰上げ請求後は、国民年金に任意加入できないこと。
- 老齢基礎年金を繰上げした後は、原則として、次の4の「障害者の特例及び長期在職者の特例」の適用は受けることができないこと。

4 障害者の特例、長期在職者の特例に該当する場合の繰上げ支給の退職共済年金

以上、退職共済年金と老齢基礎年金等の繰上げ支給(全部繰上げ支給)について、ご説明いたしました。次に該当する方が退職共済年金の支給開始年齢に達する前に、繰上げ請求するときは、一部繰上げ(減額された給料比例部分と定額部分の一部及び老齢基礎年金の一部)の請求を行うことができます。詳細については、道府県の支部の年金担当にお問い合わせください。

- 退職共済年金の受給権者が、組合員でなく、かつ、症病により障害等級に該当する障害の状態にあるとき。
- 退職共済年金の受給権者が、組合員でなく、かつ、その者の組合員期間が44年以上であるとき。

5 お問い合わせ先

ご質問、ご相談がありましたら、繰上げ支給の退職共済年金に関しては各道府県の支部の年金担当に、老齢基礎年金の繰上げに関しては最寄りの年金事務所までお問い合わせください。